



平成 30 年 2 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社ルックホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 多田 和洋  
(コード番号 8029 東証第一部)  
問合せ先 人事総務部長 水野 信之  
(TEL 03-3794-9148)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 13 日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 29 日開催予定の第 56 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 30 年 7 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 7 月 1 日をもってその効力が発生するものとしております。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を東京証券取引所が望ましいとする水準（5 万円

以上 50 万円未満)に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする併合 (以下「本株式併合」といいます。)を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 30 年 7 月 1 日をもって、同年 6 月 30 日 (実質上 6 月 29 日) の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 12 月 31 日現在)	38,237,067 株
併合により減少する株式数	30,589,654 株
併合後の発行済株式総数	7,647,413 株

(注) 併合により減少する株式数及び併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 12 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	4,467 名 (100.0%)	38,237,067 株 (100.0%)
5 株未満	107 名 (2.4%)	130 株 (0.0%)
5 株以上	4,360 名 (97.6%)	38,236,937 株 (100.0%)

上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみ所有されている株主様 107 名 (所有株式数の合計 130 株) が株主としての地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第 192 条第 1 項及び当社定款第 9 条の規定に基づき、その所有される単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日 (平成 30 年 7 月 1 日) をもって、本株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数 (平成 29 年 12 月 31 日現在)	120,000,000 株
併合後の発行可能株式総数	24,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ①上記「2. 株式併合」に関する議案の承認可決を条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合に応じて発行可能株式総数を1億2,000万株から2,400万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。なお、これらの定款一部変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- ②当社取締役会において、取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、取締役会において取締役会の招集権者及び議長を選定することを可能とすることを目的として、現行定款第22条を変更するものであります。なお、当定款一部変更につきましては、平成30年3月29日をもって効力が生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>12,000</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(取締役会の招集権者および議長) 第22条 1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 1. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定める取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項のあらかじめ取締役会が定める取締役に</u> 欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(新設)	<u>附則</u> <u>第6条および第8条の変更は、平成30年7月1日をもって効力を生じる。なお、本附則は、同日をもって削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| (1) 取締役会決議日                                | 平成 30 年 2 月 13 日      |
| (2) 定時株主総会開催日                              | 平成 30 年 3 月 29 日 (予定) |
| (3) 定款一部変更 (第 22 条「取締役会の招集権者及び議長」) の効力発生日  | 平成 30 年 3 月 29 日 (予定) |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日                          | 平成 30 年 7 月 1 日 (予定)  |
| (5) 株式併合の効力発生日                             | 平成 30 年 7 月 1 日 (予定)  |
| (6) 定款一部変更 (第 6 条「発行可能株式総数」及び第 8 条「単元株式数」) | 平成 30 年 7 月 1 日 (予定)  |
| (7) 端数株式処分代金のお支払い                          | 平成 30 年 8 月中旬 (予定)    |

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 30 年 7 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 6 月 27 日となります。

以上

[添付資料]

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

## 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。この度、当社では平成 30 年 7 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では、5 株をあわせて 1 株にいたします。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を東京証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする併合を実施することといたしました。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 4. 株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成 30 年 6 月 30 日（実質上 6 月 29 日）の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数が発生する場合には切捨てとさせていただきます。）となります。また、効力発生日後の議決権数はご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

株式併合及び単元株式数変更の効力発生日前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,053 株	1 個	210 株	2 個	0.6 株
例③	500 株	なし	100 株	1 個	なし
例④	127 株	なし	25 株	なし	0.4 株
例⑤	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- 株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例②、④、⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式相当分の処分

代金は、平成 30 年 8 月中旬頃にお送りすることを予定しております。

- ・効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の株主様（上記の例⑤のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となり、株主様としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 5. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。**

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 6. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。**

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主様ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は 5 分の 1 となりますが、1 株当たりの純資産額は 5 倍となります。また、理論上の 1 株当たりの株価は、併合前の 5 倍となります。

**Q 7. 株式併合後に受け取る配当金はどうなりますか。**

A 7. 株式併合により株主様のご所有株式は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合後の株式数を基に 1 株当たりの配当金を設定させていただき予定です。業績変動等の他の要因を除き、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 8. 株主優待はどうなりますか。**

A 8. 平成 29 年 12 月 31 日現在、ご所有株式数 1,000 株以上保有の株主様に対しては、変わりなく本定時株主総会終了後の発送を予定しております。

なお、平成 30 年度の株主優待制度につきましては、本株式併合を踏まえた変更を予定しております。

詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

**Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A 9. 特段のお手続きの必要はございません。

**Q10. 今後のスケジュールはどうなりますか。**

A10. 次のとおり予定しております。

平成30年3月29日(予定)	定時株主総会決議
平成30年6月26日(予定)	現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日
平成30年6月27日(予定)	当社株式の売買単位が100株に変更となる日
平成30年7月1日(予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成30年8月中旬(予定)	端数株式の処分代金のお支払い

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合並びに単元未満株式の買い取りに関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は以下株主名簿管理人までお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
電話番号：0120-782-031 (通話料無料)  
受付時間：午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以上